

十一

利率の経過
の払込み

年一〇パーセントは、払込金額に日本郵政公社の算式により算出した金額を第十八号に規定する期日に払い込むものとする。

$$\frac{\text{額面金額の総額} \times 1.0}{100} \times \frac{2}{365}$$

十三

初期利子

平成二十年一月十五日を支払期とし、次の算式により算出した金額を支払う。ただし、支払期が銀行休業日に当たるときは、その翌営業日に支払う。以下、次の号及び第十五号において規定する期日について同じ。

$$\frac{\text{額面金額} \times 1.0}{100} \times \frac{1}{2}$$

十四

第二期の
後の子

毎年一月十五日及び七月十五日を支払期とし、各支払期において、その日以前六箇月に属する

十五

償還金の
償還額

平成二十一年七月十五日額面金額百円につき百円

十七

払込場所

平成十九年七月十七日

十八

払込期日